

香取広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例

令和2年3月2日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例は、香取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香取市条例第33号）の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。